

生活保護基準の

引手下りと運動

生徒会議事録の示範

行っている高校生の「奨学金貸付事業」を縮小する自治体が相次いでいることがわかりました。奨学金貸し付けの収入基準などが生活保護水準を基準にしているためです。安倍内閣は「他の制度に影響させない」と繰り返し答弁していましたが、2015年度にも縮小する自治体がさらに増える見通しで、国の対応が問われます。

7 県が変更

都道府県で実施している高校奨学金は全国で16万1000人が利用しています(2012年度)。本紙の問い合わせに、茨城、栃木、千葉、長野、富山、和歌山、徳島の7県が今年度から所得基準を変更すると回答。高知、鹿児島などでは2015年度以降に変更を検討すると言えました。

長野県では、世帯全体の収入が生活保護世帯の

奨学金制度・就学援助縮小 各地で相次ぐ

1・5倍以下を基準にし、
ておらず、保護基準の引き
下げにともない、奨学金
貸し付けを受けられなく
なる人がでてきます。13
年度の利用者は831
人、貸付額は公立で月額
1万8千円、私立は3万
円です。

茨城県は、高校生本人
を含む3人世帯について、
奨学金支給対象となる
給与収入が35万9
千円以下から34万4千円
以下に引き下げました。
4人世帯では、424万
3千円以下から418万
5千円以下に引き下げら
れました。昨年度の利用
者は133人でした。

富山、徳島両県は、奨
学金支給の基準を引き下
げたものの、所得控除額
(所得から引くことができる額)を上げたので、
実質的に減らないように
緩和されると県側は説
明。一方、栃木や千葉
は、生活保護基準の見直
しどは別に、参考にして
いる日本学生支援機構が
給与所得者の控除額を見
直したことなどによる緩
和だと説明しました。

■ 支援行わず

政府は自治体に対し
て、さまざまの制度利用

支援行わず

(所得から引いたことがで
きる額)を上げたので、
実質的に減らないように
緩和されると県側は説
明。一方、栃木や千葉
は、生活保護基準の見直
しとは別に、参考にして
いる日本学生支援機構が
給与所得者の控除額を見
直したことなどによる緩
和だと説明しました。

■ 支援行わず

政府は自治体に対し
て、さまざまな制度利用
する。区では教材費や修学
旅行費の補助を別途、実
施するとしています。(浜島のぞみ)

杉並区は、4人世帯の
認定基準(生活保護世帯
の1・2倍以下)を、4
18万円からの今年度39
万円に引き下げまし
た。担当者は「現在約5
600人の奨学援助の認
定者が数百人程度減るの
ではないか」と話しま
す。

用者ですが約200人減る見込みです。杉並区は、4人世帯の認定基準（生活保護世帯の1・2倍以下）を、418万円から今年度394万円に引き下げました。担当者は「現在約5600人の奨学援助の認定者が数百人程度減るのではないか」と話します。区では教材費や修学旅行費の補助を別途、実施することとしています。